

■ 評価基準

件名：山下公園庭園育成業務委託

評価事項	評価項目	評価の視点	配点 委員1人あたり
業務実施体制	1. 業務の体系、役割分担と技術者の配置	本業務の特徴を理解し、人員配置や役割分担等が総合的に整っており、実行性の高い業務体制となっているか	10
	2. 業務実施のための人員体制	業務遂行に必要な人員体制が確保されているか ワーク・ライフ・バランスに関する取組（※1）及び障がい者雇用に関する取組（※2）がされているか	10
業務実績	3. 企業の実績	自社・協力企業が類似業務の実績を有しているか	5
	4. 現場責任者・担当技術者の実績	現場責任者等が、本業務と関連した業務経歴の長さ、庭園育成関連業務の実績等を有しているか	10
業務内容	5. 工程計画と作業計画	工程計画・作業計画が工夫されているか。 安全対策や利用者への配慮が考えられているか 感染症対策など、社会情勢に柔軟に対応できるか。 台風や地震など自然災害に対して、適切に対応できるか。 上記の計画を実施するにあたり十分な動員体制が工夫されているか	10
	6. 業務実施方針と植物育成計画	今後のバラや多年草等の育成作業にあたり重要と考える点や工夫について提案され、実績の取りまとめと今後の管理への活用方法について提案がされているか 長期的にも維持管理しやすい計画となっているか コスト削減の視点はあるか 市内産苗の活用などの視点はあるか。 減農薬での育成方針や工夫がされているか	20
	7. 庭園全体修景計画	花壇のテーマや特徴、植物の種類や配置状況などを踏ふまえながら草花の植替えについて効果的な演出に関する提案や育成上の配慮や創意工夫があるか	20
	8. 庭園の魅力を高めるための取組	庭園の魅力を高めるために実施できる、話題性の創出や効果的な取組、更にそれら取組を発信していくことについて提案されているか 公民連携の視点はあるか	15

※1 ワーク・ライフ・バランスに関する取組とは女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用推進法に基づく行動計画の策定や認定の取得のほか、本市の制度である「よこはまグッドバランス賞」の認定取得等があります。

※2 障害者雇用に関する取組とは障害者雇用推進法に基づく法定雇用率の達成のことを指しています。

※3 申込者が5者以上の場合に行う書類選考についても本評価基準により評価を行います。